

船舶事故等調査報告書

平成27年3月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014神第97号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年8月17日 09時30分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山市地ノ島西岸（友ヶ島水道中ノ瀬戸） 地ノ島灯台から真方位263° 1.4海里付近 （概位 北緯34° 17.69′ 東経135° 01.87′）
事故等調査の経過	平成26年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート はるか、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	252-23914 和歌山、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士
死傷者等	なし
損傷	舵板及びプロペラに曲損、船尾部の舵取付け部に破損
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、知人（以下「同乗者」という。）4人を乗せ、和歌山市田倉崎南西方沖から中ノ瀬戸を通過する針路で地ノ島北方の釣り場に向け、約10ノットの速力で北西進していた。 船長は、いつものように中ノ瀬戸のほぼ中央を通過するつもりで航行していたところ、魚群探知機の水深表示が約4mであることに気づき、左方に舵を切った。 本船は、ほぼ同じ速力で、平成26年8月17日09時30分ごろ、地ノ島西端の浅所に乗り揚げ、乗り切った。 本船は、同乗者の1人が118番通報を行った後、知人の船にえい航されて帰った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 6、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の末期、波高 約1.5m
その他の事項	船長は、約6～7年前からモーターボートを操縦しており、月に約2回友人らと共に釣りに出掛けていた。 船長は、中ノ瀬戸付近の航行に慣れており、浅所が拡張していることを承知していた。 船長は、本事故後、強い南風によって右舷方に圧流されたと思った。 本船の喫水は、船首約1.00m、船尾約1.15mであった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし

<p>気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>本船は、友ヶ島水道中ノ瀬戸を北西進中、左舷船尾方からの風によって右舷方に圧流されたことから、地ノ島西端の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、友ヶ島水道中ノ瀬戸を北西進中、左舷船尾方からの風によって右舷方に圧流されたため、地ノ島西端の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慣れた海域を航行する場合においても、常に船位の確認を行うこと。 ・風が強いときには、圧流の状況を確認しながら航行すること。